

(写)

長門市告示第8号

令和4年3月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月8日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和4年2月18日 午前9時30分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第1号 令和3年度長門市一般会計補正予算（第10号）

第2号 令和3年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第3号 令和3年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第4号 令和3年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

第5号 令和3年度長門市水道事業会計補正予算（第2号）

第6号 令和3年度長門市下水道事業会計補正予算（第3号）

第7号 令和4年度長門市一般会計予算

第8号 令和4年度長門市国民健康保険事業特別会計予算

第9号 令和4年度長門市湯本温泉事業特別会計予算

第10号 令和4年度長門市介護保険事業特別会計予算

第11号 令和4年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算

第12号 令和4年度長門市水道事業会計予算

第13号 令和4年度長門市下水道事業会計予算

第14号 長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第15号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第16号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第17号 長門市営住宅条例の一部を改正する条例

第18号 長門市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

第19号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例

第20号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

第21号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

第22号 市道路線の認定について

- 第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 24 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 25 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 27 号 長門市教育委員会教育長の任命について
- 第 28 号 長門市教育委員会委員の任命について

令和 4 年 3 月

長門市議会定例会

議 案

目 次

議 案

- 第 1 号 令和 3 年度長門市一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 2 号 令和 3 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 号 令和 3 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 号 令和 3 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 号 令和 3 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 号 令和 3 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 号 令和 4 年度長門市一般会計予算
- 第 8 号 令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 9 号 令和 4 年度長門市湯本温泉事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計予算
- 第 11 号 令和 4 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 12 号 令和 4 年度長門市水道事業会計予算
- 第 13 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計予算
- 第 14 号 長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 号 長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市スポーツ施設条例の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第 20 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同
処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 第 21 号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 第 22 号 市道路線の認定について
- 第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 24 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 25 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 27 号 長門市教育委員会教育長の任命について
- 第 28 号 長門市教育委員会委員の任命について

議案第 14 号

長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長門市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(削る)</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職</u>（以下「特定職」という。）<u>に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>本則</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職</u> <u>（以下「特定職」という。）</u> <u>に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)</u> その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p>

(部分休業をすることができない職員)

第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(削る)

(削る)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 23 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないことができるようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 24 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(部分休業をすることができない職員)

第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する

非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

(新設)

(新設)

(委任)
第25条 (略)

(委任)
第23条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 15 号

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

長門市報酬及び費用弁償条例（平成 17 年長門市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 203 条の 2 第 5 項の規定に基づき非常勤の職員</u>（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について定めるものとする。</p> <p>（報酬の支給方法）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 月額報酬を受ける者で月の途中において職に就き、又は離職したときは、その月分の報酬については、<u>その職に就いた日から、又はその職から離れた日までの日数に応じ、その月の現日数を基礎として日割計算により算出した額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）</u>を支給する。</p> <p>（委任）</p> <p>第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>本則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 203 条の 2 第 4 項の規定に基づき非常勤の職員</u>（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員及び第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について定めるものとする。</p> <p>（報酬の支給方法）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 月額報酬を受ける者で月の途中において職に就き、又は離職したときは、その月分の報酬については<u>日割計算により支給する。</u></p> <p>（新設）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

借入金の償還に要する費用の額
オ・カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第18条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第22条及び第22条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第

借入金の償還に要する費用の額
オ・カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア～ウ (略)

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第18条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第22条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第27条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第

9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(低所得者の保険料の減額)

第22条 (略)

2~4 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第22条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。

2 第18条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、第2項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被

9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の
規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(保険料の減額)

第22条 (略)

2~4 (略)

(新設)

保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第18条又は第18条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 第1号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第18条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

5 第18条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第18条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第18条又は第18条の5」とあるのは「第18条の6の6又は第18条の6の10」と、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、第5項中「第18条第3項」とあるのは「第18条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長門市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 17 号

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

長門市営住宅条例（平成 17 年長門市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
別表(第 3 条関係) 油谷地区				別表(第 3 条関係) 油谷地区			
名称	設置場所	構造	建設年度	名称	設置場所	構造	建設年度
(削る)				人丸第一 市営住宅	長門市油 谷新別名 7 2 番地	簡易耐 火平屋 建	昭和 45 年度
人丸第二 市営住宅	長門市油 谷久富 2 222 番地	木造耐 火平屋 建 簡易耐 火平屋 建 簡易耐 火平屋 建	昭和 39 年度 昭和 44 年度 昭和 44 年度	人丸第二 市営住宅	長門市油 谷久富 22 22 番地	木造耐 火平屋 建 簡易耐 火平屋 建 簡易耐 火平屋 建	昭和 39 年度 昭和 44 年度 昭和 44 年度
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

長門市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

長門市スポーツ施設条例（平成 17 年長門市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行																												
本則 (名称及び位置) 第 2 条 名称及び位置は、次のとおりとする。	本則 (名称及び位置) 第 2 条 名称及び位置は、次のとおりとする。																												
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>三隅勤労者スポーツセンター</td><td>長門市三隅下 2378 番地 28</td></tr><tr><td>(削る)</td><td></td></tr><tr><td>(削る)</td><td></td></tr><tr><td>三隅中学校グラウンド夜間照明施設</td><td>長門市三隅中 1504 番地</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		三隅勤労者スポーツセンター	長門市三隅下 2378 番地 28	(削る)		(削る)		三隅中学校グラウンド夜間照明施設	長門市三隅中 1504 番地	(略)		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>三隅勤労者スポーツセンター</td><td>長門市三隅下 2378 番地 28</td></tr><tr><td>三隅テニスコート</td><td>長門市三隅下 2378 番地 28</td></tr><tr><td>三隅弓道場</td><td>長門市三隅下 2378 番地 28</td></tr><tr><td>三隅中学校グラウンド夜間照明施設</td><td>長門市三隅中 1504 番地</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		三隅勤労者スポーツセンター	長門市三隅下 2378 番地 28	三隅テニスコート	長門市三隅下 2378 番地 28	三隅弓道場	長門市三隅下 2378 番地 28	三隅中学校グラウンド夜間照明施設	長門市三隅中 1504 番地	(略)	
名称	位置																												
(略)																													
三隅勤労者スポーツセンター	長門市三隅下 2378 番地 28																												
(削る)																													
(削る)																													
三隅中学校グラウンド夜間照明施設	長門市三隅中 1504 番地																												
(略)																													
名称	位置																												
(略)																													
三隅勤労者スポーツセンター	長門市三隅下 2378 番地 28																												
三隅テニスコート	長門市三隅下 2378 番地 28																												
三隅弓道場	長門市三隅下 2378 番地 28																												
三隅中学校グラウンド夜間照明施設	長門市三隅中 1504 番地																												
(略)																													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(長門市使用料徴収条例の一部改正)
- 長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 社会体育施設使用料の部三隅地区教育施設の項を削る。

議案第 19 号

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市水道給水条例の一部を改正する条例

長門市水道給水条例（平成 17 年長門市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 8 条、第 10 条、第 22 条及び第 28 条を除く。）中「量水器」を「メーター」に改める。

第 3 条第 2 号中「消火栓」を「私設消火栓」に改め、「公設又は私設として火災の」を削る。

第 4 条中「4 種」を「2 種」に改め、第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削る。

第 8 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条第 2 項中「量水器」を「水道メーター（以下「メーター」という。）」に改め、同条第 3 項中「量水器」を「メーター」に改める。

第 10 条第 1 項前段中「量水器口径」を「メーター口径」に改める。

第 22 条の見出し中「量水器」を「メーター」に、同条中「量水器」を「メーター」に、「私設量水器」を「私設メーター」に改める。

第 26 条第 2 項を次のように改める。

2 水道使用をやめた場合であってもその届出がないときは、料金を徴収する。

第 27 条第 2 項中「10 円未満」を「1 円未満」に改める。

第 28 条及び第 29 条を次のように改める。

（料金の算定）

第 28 条 料金は、隔月定例日（料金算定の基準日としてあらかじめ、市長が 2 箇月ごとに定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの点検（以下「検針」という。）を行い、その計量した使用水量をもってその日の属する月の前月分及び前々月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、隔月定例日以外の日に検針を行うことができる。

2 前項の隔月の検針に基づく期分使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

3 定例日の翌日から次の定例日まで（以下「料金算定期間」という。）の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの料金は、その使用期間が 30 日以下であるときは1月分とし、30 日を超えるときは2月分として算定する。

4 料金算定期間の中途においてメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い口径の基本料金を適用する。ただし、使用日数が同じであるときは、変更後の口径の基本料金とする。

（使用水量の認定）

第 29 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

（1）メーターに異常があったとき。

（2）使用水量が不明のとき。

第 38 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

別表第 1 中「量水器口径」を「メーター口径」に改める。

別表第 2 の表を次のように改める。

用途	口径	基本料金 (1月に つき)	従量料金 (1 m ³ (立法メー トル)につき)		付記
			0 m ³ を超え 1 0 m ³ 以下の使 用水量	10 m ³ を超え る使用水量	
一般用	13mm (ミリメ ートル)	1,000 円	10 円	140 円	
	20mm	1,500 円			
	25mm	2,250 円			
	30mm	4,600 円			
	40mm	5,400 円			
	50mm	7,100 円	140 円		
	75mm	16,500 円			
	100mm	26,700 円			
	150mm	80,000 円			
船舶用			204 円	口径 50mm 以上のメ ーターを使用するものは、 料金のほか市長の定め るメーター費を加えるも のとする。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(料金に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して水道の供給を受ける者で、施行日以後の検針において、施行日前の計量が含まれるものの料金については、改正後の長門市水道給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 20 号

山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日限り、玖西環境衛生組合を脱退させ、山口県市町総合事務組合規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により市議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

山口県市町総合事務組合規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「、玖西環境衛生組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

山口県市町総合事務組合の財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、山口県市町総合事務組合の退職手当支給事務を共同処理する団体から玖西環境衛生組合が離脱することに伴い、次のとおり財産処分することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

玖西環境衛生組合に帰属させる財産は、次のとおりとする。

当該組合が、山口県市町総合事務組合同規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 2 号の事務を行うために納付した普通負担金及び特別負担金の額と、当該組合の職員に支給した退職手当の額に山口県市町総合事務組合負担金条例施行規則（平成 18 年規則第 28 号）第 6 条に規定する額を加算した額との差額

議案第 22 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道に認定することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

路線名	認定路線		摘要
	起点	終点	
砂利ヶ峠線	俵山字嵩	油谷河原字東金山	

議案第 23 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 深水一男
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 24 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 早川和子
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 26 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、市議会の意見を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 中原康博
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

議案第 27 号

長門市教育委員会教育長の任命について

長門市教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 4 年 2 月 18 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 伊藤充哉
- 3 生年月日 [REDACTED]

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

